

川崎市公告第604号

令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和8年2月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件名 令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託

(2) 業務事項

- ア 業務の管理・執行体制
- イ デジタル商品券発行運営業務
- ウ コールセンター運営業務
- エ ホームページ開設・運営業務
- オ 利用店舗募集・管理業務
- カ 利用者の募集・要件の確認等
- キ 利用店舗等・利用者対応業務
- ク 資金管理業務等
- ケ 広報業務
- コ 不正購入・不正利用防止に関する業務
- サ アンケート調査、効果検証業務

(3) 委託期間 契約締結日～令和9年3月19日

2 提案書の提出者の資格

次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる事業者は、単独の法人または任意に結成された2者以上の共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

2者以上の共同企業体の場合、全ての構成員が次に掲げる要件の全てを満たすものとします。本件プロポーザルについて、単独の法人として参加する場合、別に参加する共同企業体の構成員となることはできません。また、共同企業体として参加する場合、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできません。なお、参加意向申出書の提出以降は、原則として企業体の構成員の変更はできません。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運営業務委託共同企業体取扱要綱」で確認してください。

ア 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されている者、または参加意向申出書提出時点で登録申請中である者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがな

されていない、または更生手続き中ではない者。

- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない、または再生手続き中ではない者。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない、または破産手続き中ではない者。
- オ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- カ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- キ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等または暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項または第2項の規定に違反しない者。
- ケ 国税及び地方税を滞納していない者。

（2）失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- ア 企画提案書が提出期限に提出されなかった場合。
- イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- ウ 他の参加者の協力者となった場合。
- エ 企画提案書の提出後に本実施要領「参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- オ 企画提案説明会・審査会（令和8年3月17日開催予定）時点で、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されていない場合で、登録申請中でない場合。
- カ その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。

3 提案者を特定するための審査基準

選定委員会においては、次の基準により審査を行います。また、提出書類による1次審査を行う場合においても、次の基準により審査を行います。

（1）企画提案内容

ア 商品券の仕様及びスケジュール

- （ア）事業目的、事業内容等に合致した提案か
- （イ）令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運營業務委託公募型プロポーザル「7（5）提案に含める内容」に記載の内容がすべて提案に含まれているか
- （ウ）市が予定しているスケジュールに対応可能か

イ 広報

- （ア）申込開始前後に短期間で広く事業を市民に向けて周知するための広報方法が効果的であるか

ウ 申込・販売及び利用

- （ア）申込受付方法が簡便であるか
- （イ）申込者数を増やすための方策は効果的か（特にスマートフォンの利用が不慣れな方が申込するための方策は適切か）
- （ウ）家族分の申込に対応しているか
- （エ）申込者がデジタル商品券を購入する際の決済方法は利便性が高い方法か

- (オ) デジタル商品券を完売させるための方策が適切であるか
- (カ) デジタル商品券が中小事業者のみで利用可能な専用券と全体で利用可能な共通券に区分されているか
- (キ) 利用者にとって、専用券と共通券の使い分けが簡便であるか
- エ 市内居住確認及び不正申込確認
 - (ア) 申込者が川崎市内に居住していることの確認方法が適切であるか
 - (イ) 不正申込（重複申込、架空名義での申込等）の確認方法が適切であるか
- オ 利用店舗数
 - (ア) 提案書作成時点での利用店舗数、令和8年6月下旬及び9月初旬時点の目標利用店舗数は、十分な店舗数であるか（令和6年度実施の「川崎市プレミアムデジタル商品券事業」の利用店舗の約8,000、令和4年度実施の「川崎じもと応援券（第3弾）」の利用店舗の約4,500を目安とします）
 - (イ) 利用店舗数を増やす方策が具体的かつ効果的であるか
 - (ウ) デジタル機器の操作に不慣れな店舗に利用店舗登録をしてもらうための方策が適切か
- カ 利用店舗負担
 - (ア) 利用店舗が負担する決済手数料の料率やキャッシュレス決済システム利用に伴う費用が低廉か
 - (イ) 売上から入金までの日数が短いか
- キ サポート体制
 - (ア) コールセンターの体制が適切か
 - (イ) スマートフォンの利用が不慣れな利用者・利用店舗に対して利用方法をわかりやすく説明するための適切なフォローが実施されるか
- ク システムの安全性・安定性及び情報セキュリティ管理体制
 - (ア) システムの安全性・安定性が高いか
 - (イ) 不正利用の危険性が低いか
 - (ウ) 情報セキュリティ管理体制が適切か
- ケ 事業効果測定
 - (エ) 本市が過去に行ってきた同種の事業との比較検証が可能な事業効果等の分析となっているか
- (2) 業務遂行能力
 - ア 実施体制
 - (ア) 実施体制に問題はなく、業務の遂行が可能か
- (3) 事業実績
 - ア 事業実績
 - (ア) 類似事業を実施した実績が十分にあり、業務の遂行が可能か
- (4) 見積額
 - ア 概算予算額以下の見積額となっているか
 - イ 費用対効果の面から適切な見積額となっているか

4 担当部局

川崎市経済労働局 観光・地域活力推進部 商業・サービス業振興担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階
電話番号（直通） 044-200-2352
FAX番号 044-200-3920
E-mail 28shohinken@city.kawasaki.jp

5 参加意向申出書の受付期間、方法

- (1) 受付期間 令和8年2月20日（金）～3月2日（月）午後5時必着
（平日午前8時30分から午後5時（正午から午後1時を除く））
- (2) 提出方法 郵送又は持参

6 企画提案書の受付期間、方法

- (1) 受付期間 令和8年2月20日（金）～令和8年3月12日（木）午後5時必着
（平日午前8時30分から午後5時（正午から午後1時を除く））
- (2) 提出書類 企画提案書、見積書
- (3) 提出方法 郵送又は持参

7 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 契約書作成の要否

要する。

9 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

10 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額

プレミアム分	2,400,000,000円
業務委託分	553,322,000円（消費税及び地方消費税を含む）
合計	2,953,322,000円

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。

(3) その他

ア 審査結果の通知は3月19日（木）を予定しています。

イ 詳細につきましては、令和8年度川崎市プレミアムデジタル商品券発行運營業務委託公募型プロポーザル実施要領を御参照ください。